

県有財産を一般競争入札により売却します(令和7年(2025年)11月10日(月)公告)

入札に参加するには、事前の申込が必要になります。

入札案内書を熟読のうえ、関係法令を遵守して入札に参加してください。

1 入札物件の表示

別表のとおり

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2)破産者で復権を得ない者
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していない者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務私学局財産経営課

4 入札期日及び場所

別表のとおり

5 開札期日

入札終了後即時

6 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければなりません。

- (1)提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)
- (2)提出書類 入札参加申込書及び必要書類(入札案内書に記載)
- (3)提出期限 令和8年(2026年)4月15日(水)午後5時
※郵送の場合は提出期限までに必着
- (4)提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局財産経営課

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札時に入札する金額の100分の5以上の金額を入札保証金(現金又は銀行振出小切手に限る。)として納付しなければなりません。

銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限ります。別添の「小切手見本」(入札案内書)を必ず確認してください。

なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属します。

8 契約締結期限

別途指定します。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込の際に虚偽の記載を行った者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札保証金の額が入札する金額の100分の5に満たないもの
- (5) 入札金額を訂正したもの
- (6) 記載事項を訂正し、これに押印のないもの
- (7) 記載事項が不明瞭なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (10) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 郵送等による入札
- (12) (1)から(11)までに定めるもののほか、県が指定した事項に違反したもの

10 その他

- (1) 売買代金納入期限は、契約締結日から30日以内とする。
- (2) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (3) お問合せ先

熊本県総務部総務私学局財産経営課(電話096-333-2088)

物件 番号	物件名	所在地	入札日時・場所	現地建物開放日時	契約締結期限
12	熊本県立氷川高等学校校長宿舎	八代市鏡町鏡村字小柳 937番7	令和7年(2025年)5月12日(火) 午後1時30分 熊本県防災センター3階 303 会議室	令和8年(2026年)2月13日(金) 午前11時から正午まで	別途指定

【熊本県立氷川高等学校校長宿舎】

入札案内書

★熊本県立氷川高等学校校長宿舎専用の入札案内書です。

熊本県総務部総務私学局財産経営課

TEL:096-333-2088

資 料 内 容

1	入札による売買の流れ	P1
2	入札参加要領	P2～7
3	県有財産売買契約書(案)	P8～12
4	入札の関係様式	
	入札参加申込書……………1号様式	P14～15
	役員一覧……………1号様式別紙	P16
	委任状……………2号様式	P17
	入札書……………3号様式	P18
5	入札参加に必要な提出資料の記載例	
	入札参加申込書……………1号様式	P19
	委任状……………2号様式	P20
	入札書……………3号様式	P21～22
6	落札後に必要となるもの	P23

〈入札による売買の流れ〉

① 入札参加申込

令和7年(2025年)11月10日(月)から
令和8年(2026年)4月15日(水)まで
午後5時必着

①入札参加申込みに必要なもの

- ☐ 入札参加申込書(1号様式)
- ☐ 印鑑証明書(入札公告日以降発行のもの)
- ☐ 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ提出、
入札公告日以降発行のもの)
- ☐ 役員一覧(法人の場合のみ提出)

提出先: 〒862-8570(県庁専用番号)

熊本県総務部総務私学局財産経営課

(持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)で
提出してください。)

期限内に必着ですので、郵送の場合余裕
を持って提出してください。

② 入札

令和8年(2026年)5月12日(火)
午後1時30分

※15分前から受付を開始します。
時間を過ぎると入札に参加できません。

②入札に必要なもの

- ☐ 入札書(3号様式)
- ☐ 入札保証金(入札書に記載する額の5%以上)
- ☐ 印鑑 (本人の場合は印鑑登録済みの印鑑、代理人
の場合は、委任状に押印した代理人の印鑑)
- ☐ 委任状(2号様式、代理人が入札する場合)

(入札は「入札参加要領」(2ページ以降)に
基づき実施しますので、事前に必ずお読み
ください。)

③開札、落札者決定

③開札、落札者決定

(入札締切後、入札者の面前で開札し、落札者
を決定します。)

※後日、落札者へ落札者決定通知書を発行。

④国庫補助金返還

④国庫補助金返還

(落札者決定後、県が国庫補助金の返還手続
きを行います(一定の期間を要します)。)

※返還手続き完了後、契約締結となります。

⑤契約締結

※具体的な契約時期の見込は、落札者決
定後、お伝えいたします。

④契約締結

- ・契約保証金(入札保証金と合わせて、契約額の
10%以上となる額)
- ・住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)
- ・収入印紙(「紙による契約」の場合)

⑥売買代金の支払

⑤売買代金の支払

- ・売買代金(契約額から契約保証金を除いた額)

(契約締結日から30日以内に金融機関で支払
う必要があります。)

⑦物件の引渡し

⑥物件の引渡し

(売買代金が完納されたときに、所有権が移
転します。所有権移転と同時に物件の引渡しがあ
ったものとします。)

なお、物件の引渡しは現状有姿のままです。

⑧所有権の移転登記

⑦所有権の移転登記

- ・登録免許税

(登記手続は県が行います。)

登録免許税等、登記に係る費用は落札者
の負担となります。

入札参加要領

熊 本 県

(総 則)

- 第1条 熊本県が行う県有財産売却の一般競争入札にあたっては、物件調書等を参考に必ず現地で入札物件を確認し、入札参加要領及び契約書案の記載事項を承知したうえで入札に参加してください。
- 2 この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県会計規則、その他の法令及び県の指示によることとします。

(入札参加資格)

- 第2条 次のいずれかに該当する方は、この入札に参加できません。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (4) 次のいずれかに該当するものとして熊本県警察本部(以下「熊本県警」という。)から排除要請があった者(入札参加申込書の提出後、熊本県警に確認を行います。)
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - ② 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ③ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 入札物件を暴力団の事務所又はこれに類するもの(公の秩序又は善良な風俗に反するその他社会通念上不適切と認められるもの)の用に供しようとする者

(入札日時及び場所)

- 第3条 入札日時及び場所は、次のとおりです。

入札日時及び場所については、別表を御覧ください。

- 2 入室できる人数は、入札参加申込者を含めて2名以内とします。

(入札参加申込)

- 第4条 入札参加者は、入札参加申込書(1号様式による。)及び必要書類を令和8年(2026年)4月15日(水)午後5時までに熊本県総務部総務私学局財産経営課に持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)で提出しなければなりません。郵送の場合も期限までに必着です。なお、提出された

書類は返還しません。

2 前項の入札参加申込書には、必ず次の書類を添付してください。

- (1) 個人の場合 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)
- (2) 法人の場合 印鑑証明書、履歴事項全部証明書(いずれも入札公告日以降に発行されたもの)及び1号様式の別紙「役員一覧」

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、入札執行の際、入札する金額の100分の5以上の入札保証金(現金又は銀行振出小切手に限る。)を納付しなければなりません。

2 銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限り、別添の「小切手見本」を必ず確認してください。

3 入札保証金は、落札者を除き、開札後に預り書と引換えにお返しします。

(入札)

第6条 入札参加者は、入札書(3号様式)に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札してください。入札書は、黒インク等消えにくいもので明確に表示してください。印鑑は、入札者本人の場合は印鑑登録済みの印鑑を、代理人の場合は委任状に押印した印鑑を押印してください。

2 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

3 次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 遅刻者
- (2) 本要領に定める必要書類等を提出しない者
- (3) 第5条第2項の要件を満たさない銀行振出小切手を提出した者
- (4) その他入札執行者の指示に従わない者

(代理)

第7条 入札は代理人に行わせることができます。この場合には、入札執行の際、委任状(2号様式)を提出しなければなりません。入札参加者(委任者)は、委任状には印鑑登録済みの印鑑を押印してください。

2 代理人が入札する場合、入札書には、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の印鑑を必ず押印して入札するものとします。

(無効入札)

第8条 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込の際に虚偽の記載を行った者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札保証金の額が入札する金額の100分の5に満たないもの
- (5) 入札金額を訂正したもの
- (6) 入札書の記載事項を訂正し、これに押印のないもの
- (7) 入札書の記載事項が不明瞭なもの又は記名若しくは押印のないもの
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (10) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 郵送等による入札

(12) (1)から(11)までに定めるもののほか、県が指定した事項に違反したもの

(開 札)

第9条 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない熊本県職員を立ち合わせます。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、県が事前に公表した最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者として、落札者については、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を開札に立ち会った者に知らせます。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない熊本県職員に引かせます。

3 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。

(契約の締結等)

第11条 契約の締結は、県が定めた売買契約書により行わなければなりません。なお、本物件は、一部の工作物(囲障)に係る国庫補助金の返還手続きの関係で、入札後、売買契約の締結までに一定の期間を要しますので、契約締結期限については、県が別途指定します。

2 落札者が定められた期限内に契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することとなります。

3 落札者は、契約方法を「電子契約」と「紙による契約」のどちらかを選択することができます。なお、契約方法の選択により、契約が不利につながるようなことはありません。

4 現物と売買物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

5 非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要する者であるときは、契約は財務大臣の許可のあったときに有効とします。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、売買契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県に支払わなければなりません。

2 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

3 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

(売買代金の納入期限)

第13条 売買代金の納入期限は、契約締結日から30日以内とします。

(費用負担)

第14条 この契約に要する費用、所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担とします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 物件の所有権移転前に、この入札及び落札に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(入札の延期等)

第16条 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札参加者の負担とします。

(入札結果の公表)

第17条 入札の結果については、契約締結後、以下の項目について県ホームページ上で公表します。

- (1) 物件名
- (2) 所在地
- (3) 地目
- (4) 地積
- (5) 入札日
- (6) 最低売却価格
- (7) 落札金額
- (8) 落札者の法人・個人の別及び応札者数

(所有権の移転、物件の引渡し)

第18条 売買代金が全額支払われたときに所有権が移転し、県において登記手続きを行います。

2 必要に応じて現地にて引渡しを実施しますが、物件は現状有姿のままとし、所有権が移転したときに引渡しがあったものとします。

3 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等は、買受者の負担となります。

(用途の制限)

第19条 売買物件については、契約書において以下の制限が付されます。

- (1) 契約締結の日から10年間、売買物件を法第2条第2号に規定する暴力団の事務所若しくはその他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならないこと。
- (2) 契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(その他)

第20条 以下の事項について、内容を承知のうえで入札に参加してください。

- (1) 入札関係書類に記載された個人情報、入札事務及び入札参加資格の確認（警察本部への情報提供を含む）に使用されます。また、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示が実施されることがあります。
- (2) 引き渡された売買物件が種類、品質若しくは数量又は権利に関して契約の内容に適合しないものであるとしても（土壌汚染・アスベスト・地中埋設物等を含む）、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、売買物件の引渡時から2年間、履行の追完のみ請求することができます。

なお、売買物件上の建物については、経年劣化や法改正による既存不適格などにより従前の使用は保証されませんので注意してください。

- (3) 土地の利用や建物の建築等の際には、建築基準法や自治体の条例等による制限や負担金が

必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず入札参加者自身において、事前に関係機関に相談の上、内容を御確認ください。県は一切の責任及び負担を負いません。

- (4) 売買物件の使用にあたっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、誠実に対応し、自らの責任において解決してください。
- (5) 物件調書や図面等の資料と現況が相違している場合は、現況を優先します。
- (6) 売買物件は現状有姿での引渡しとなります。立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス、囲障、擁壁、井戸など、地上・地下・空中工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県は一切行いませんので、全て買受者において行ってください(契約後に判明した場合も同様です)。
- (7) 売買物件の土地に係る地下埋設物調査、土壌汚染調査及び地質調査については、実施していません。
- (8) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は、県では一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、買受者において対応してください。
- (9) 越境関係の解消や道路使用に係る同意等のための折衝や手続その他土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、県は一切行いませんので、全て買受者において行ってください(契約後に判明した場合も同様です)。
- (10) 電柱等の移設などに関する協議等については、県は一切行いませんので、すべて買受者において行ってください(契約後に判明した場合も同様です)。
- (11) 入札参加にあたっては、売買物件における権利関係、都市計画法・建築基準法等の法令上の制限、私道負担、隣地との境界確認状況、建物及び設備の現状・将来の見通し等を十分に確認するとともに、売却条件を十分承知したうえで参加願います。
なお、入札参加を検討するにあたって生じる費用は、全て入札参加者の負担となります。県は一切の負担を負いません。
- (12) 買受者が売買物件について開発行為を行う場合は、全て買受者の責任と負担において行うものとします。開発行為の許可等を売買の条件とすることはできません。また、開発行為の許可の可否について、県は一切の責任を負いません。
- (13) 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、現況に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

小切手見本

■銀行振出小切手

入札保証金及び契約保証金の銀行振出小切手は、以下の見本を参照のうえ準備し、入札当日に持参してください。

不明な点等がある場合、事前に熊本県総務部総務私学局財産経営課に確認してください。

このほか「銀行」、「Bank」など

必ず「熊本」とすること。

銀行渡り

小 切 手

熊本 4301
*****-*****

支払地 〇〇市〇〇町
〇〇銀行〇〇支店

¥10,000,000※

上記の金額をこの小切手と引替えに、持参人へお支払いください

振出日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

振出地 〇〇市

〇〇銀行〇〇支店
支店長 〇〇 〇〇 印

※留意事項

- ・銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出したものに限りです。なお、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出した小切手の場合、上記見本のとおり小切手の右上に「熊本」と記載されています。
- ・振出日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)の小切手に限りです。
- ・受取人は持参人払いとしたものに限りです。
- ・「一般線引小切手」(見本)又は線引無しの小切手に限りです。

収 入

印 紙

契約書式（建物付土地）

※収入印紙は、「紙による契約」の場合のみ必要となります。

県有財産売買契約書（案）

売主熊本県（以下「甲」という。）と買主（**落札者**）（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（売買物件及び代金）

第2条 甲は、末尾記載の土地、建物及び工作物（以下「**売買物件**」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

2 売買物件の売買代金（以下「**売買代金**」という。）は、金（**落札金額**）円（内訳：土地（**落札金額の一部**）円、建物〇円及び工作物（**落札金額の一部**）円うち消費税及び地方消費税相当額【**県が算定した額**】円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金（売買代金の 10/100 以上（円未満切上げ））円を甲に支払わなければならない。

2 入札保証金は、前項の契約保証金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに支払わなければならない。

（遅延利息）

第5条 乙は、前条に定める期日までに売買代金を納入しなかったときは、当該期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納金額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転と物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、売買物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引渡しがあったものとする。

(所有権移転登記)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、所有権移転登記を行うものとし、乙は、所有権移転に必要な書類を甲に提出しなければならない。

2 前項の登記に係る登録免許税は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質若しくは数量又は権利に関して契約の内容に適合しないものであるとしても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は履行の追完のみ請求することができる。

3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。なお、甲の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免及び損害賠償を請求することができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所若しくはその他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める義務の履行を確認するため、随時に実地調査を実施し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲の指定する期

日までに甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反した場合 売買代金の100分の10に相当する金額
- (2) 第10条に定める義務に違反した場合 売買代金の100分の30に相当する金額

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合(次項第1号に定めるときを除く。)は、相当期間を定めて乙に催告の上、当該義務の履行がされないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なくこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第10条に定める義務に違反したとき。
- (2) 乙が法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- (4) 乙又は乙の使用人が乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

※乙が法人の場合

- (1) 乙が第10条に定める義務に違反したとき。
- (2) 乙が熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- (3) 乙の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- (4) 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(解除権行使時の返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、次に定めるところにより処理する。

- (1) 乙が支払った売買代金は返還する。ただし、当該返還金には利息を付けない。
- (2) 前号本文の規定にかかわらず、第3条第1項に定める契約保証金に相当する金額は返還しない。

(3) 乙の負担した契約の費用は返還しない。

(4) 乙が支払った遅延利息及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を乙の費用で原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還したときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条第1項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用の負担)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

(裁判の管轄)

第20条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、熊本地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

※紙による契約の場合

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

※電子による契約の場合

この契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、甲、乙が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年(年) 月 日 → (契約締結の日となります)

甲 熊 本 県

代表者 熊本県知事 木村 敬



乙 住所(所在地)

氏名(名称) (落札者)



(実印となります)

■物件の表示■(例)

土 地 所在:熊本市〇区〇〇六丁目

地番:18番1

地目:宅地

地積:〇〇平方メートル(公簿及び実測)

建 物 所在:熊本市〇区〇〇六丁目18番地1

家屋番号:18番1

種類:居宅

構造:コンクリートブロック造陸屋根平家建

建築年月日:昭和〇〇年4月1日

床面積:〇〇平方メートル

工作物 種類:ネットフェンス 数量:40.00メートル

築造年月日:昭和〇〇年4月1日

※現況地目と登記上の地目が相違する場合には、両方記載。

※実測数量と登記数量が相違する場合には、両方記載。

入札の関係様式

- 1 入札参加申込書(1号様式)
 役員一覧(1号様式別紙)
- 2 委任状(2号様式)
- 3 入札書(3号様式)
- 4 記載例

★熊本県立氷川高等学校校長宿舎専用の様式です。
県ホームページ(資料)にWordで様式を掲載していますので、
お申込みの際はそちらをご使用ください。

入札参加申込書

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

申込人 住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

- ・ 入札参加要領及び売買契約書(案)の内容を承知のうえ、令和8年5月12日に実施される下記県有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。
- ・ 落札した場合は、入札参加要領第12条に基づき、納付した入札保証金は、契約保証金に充当するようお願いします。
- ・ 入札参加要領第17条に基づき、入札結果を公表されることに同意します。
- ・ 本申込書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと並びに一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。

記

物件番号	物件名及び所在地
12	物件名: 熊本県立氷川高等学校校長宿舎 所在地: 八代市鏡町鏡村字小柳937番7

(記載上の注意)

- 1 申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
氏名には、必ずふりがなを記入してください。
- 2 共有名義で契約予定の場合は、1号様式(共有者用)を使用してください。
- 3 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)を添付してください。
法人の場合は、履歴事項全部証明書(入札公告日以降に発行されたもの)及び1号様式別紙「役員一覧」も添付してください。

入札参加申込書

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

〒
申込 住 所

ふりがな
氏 名 (印)

電話番号

〒
住 所

ふりがな
氏 名 (印)

電話番号

- ・ 入札参加要領及び売買契約書(案)の内容を承知のうえ、令和8年5月12日に実施される下記県有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。
- ・ 落札した場合は、入札参加要領第12条に基づき、納付した入札保証金は、契約保証金に充当するようお願いします。
- ・ 入札参加要領第17条に基づき、入札結果を公表されることに同意します。
- ・ 本申込書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと並びに一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。

記

物件番号	物件名及び所在地
12	物件名: 熊本県立氷川高等学校校長宿舎 所在地: 八代市鏡町鏡村字小柳937番7

(記載上の注意)

- 1 申込 欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
氏名には、必ずふりがなを記入してください。
- 2 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で持分を記入の上、押印してください。
- 3 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)を添付してください。
法人の場合は、履歴事項全部証明書(入札公告日以降に発行されたもの)及び1号様式別紙「役員一覧」も添付してください。

(1号様式別紙)

役 員 一 覧

(法人名)

令和 年 月 日現在

役職名	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日	性別 *

(注)・履歴事項全部証明書に記載されている役員及び社会福祉法人法等で設立に関して規定された役員(理事、監事等)の全員を記載すること。

・申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

・氏名には、必ずふりがなを記入すること。

・本書類は入札参加資格の確認(警察本部への情報提供等)に使用されます。

* 申請書等における性別記載欄については、入札参加資格の有無を判断するために必要です。(入札参加要領第2条第4号参照)

委任状

代理人(受任者) 住 所

ふりがな
氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、令和8年5月12日に実施される下記県有財産の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

物件番号	物件名及び所在地
12	物件名: 熊本県立氷川高等学校校長宿舎 所在地: 八代市鏡町鏡村字小柳937番7

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

熊本県知事 木村 敬 様

(記載上の注意)

- 1 委任者の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 共有名義で契約予定の方は、委任者欄にその共有者となるすべての方の住所・氏名を記入し押印してください。

入 札 書

入札参加要領及び売買契約書(案)の内容を承知のうえ、下記のとおり入札します。

記

■物件の表示

物件番号	物件名及び所在地
12	物件名: 熊本県立氷川高等学校校長宿舎 所在地: 八代市鏡町鏡村字小柳937番7

■入札金額

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

入札者

住 所

氏 名

⑩

熊本県知事 木村 敬 様

(記載上の注意)

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を記入し、押印(印鑑登録済みの印鑑)してください。
- 3 代理人が入札する場合は、代理人の住所、氏名を記入し、代理人が押印(委任状に押印した印鑑)してください。
- 4 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で持分を記入の上、押印してください。

申込書記載例

(共有名義で契約予定の場合)

1号様式

入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 木村 敬 様

〒 861-〇〇〇〇
 申込人 住所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇
 氏名 くまもとたろう 熊本 太郎 持分2/3 (印)

ふりがなを必ず
記載してください。

電話番号 096-383-1111

〒 861-〇〇〇〇
 住所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇

必ず印鑑登
録された印
鑑を押印し
てください。

持分割合を記入
してください。

くまもとはなこ
氏名 熊本 花子 持分1/3 (印)

電話番号 096-383-1111

入札日を必
ず記入して
ください。

- 入札参加要領及び売買契約書(案)の内容を承知のうえ、令和 年 月 日に実施される下記県有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。
- 落札した場合は、入札参加要領第12条に基づき、納付した入札保証金は、契約保証金に充当するようお願いいたします。
- 入札参加要領第17条に基づき、入札結果を公表されることに同意します。
- 本申込書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと並びに一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。

記

物件番号	物件名及び所在地
25	物件名: 熊本〇〇職員住宅 所在地: 熊本市〇区〇〇六目18番1

物件番号
を必ず記
載してく
ださい。

物件名と所在地が
記載されているか確
認してください。

(注意)

- 申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で持分を記入の上、押印してください。
- 印鑑証明書(入札公告日以降に発行されたもの)を添付してください。
 法人の場合は、履歴事項全部証明書(入札公告日以降に発行されたもの)及び1号様式別紙「役員一覧」も添付してください。

委任状記載例

(共有名義で契約予定で、代理人が入札に参加する場合)

2号様式

委任状

代理人(受任者)住所 **熊本市東区月出〇丁目〇〇番〇**

代理人の印鑑は認印で構いませんが、当日必ず委任状に押印された印鑑をお持ちください。

入札日を必ず記入してください。

ふりがな 氏名 ひごじろう **肥後 次郎**

印

物件番号を必ず記載してください。

の者を代理人と定め、令和〇〇年〇〇月〇〇日に実施される下記県有財産の一般
すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

物件番号	物件名及び所在地
25	物件名: 熊本〇〇職員住宅 所在地: 熊本市〇区〇〇六目18番1

物件名と所在地が記載されているか確認してください。

令和 年 月 日

委任者

住所 **熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇**
氏名 **熊本 太郎**

印

住所 **熊本市中央区水前寺6丁目〇〇**
氏名 **熊本 花子**

印

必ず印鑑登録された印鑑を押印してください。

熊本県知事 木村 敬 様

(記載上の注意)

- 1 委任者の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。
- 2 共有名義で契約予定の方は、委任者欄にその共有者となるすべての方の住所・氏名を記入し押印してください。

入札書記載例

(共有名義で契約予定で、入札者本人が入札に参加する場合)

3号様式

入札書(入札者本人の場合)

入札参加要領及び売買契約書(案)の内容を承知のうえ、下記のとおり入札します。

物件番号
を必ず記
載してくだ
さい。

表示
番号

記

表示 番号	物件名及び所在地
25	物件名: 熊本〇〇職員住宅 所在地: 熊本市〇区〇〇六目18番1

物件名と所在地が記
載されているか確認し
てください。

■入札金額

算用数字で記入し
てください。
金額の前に必ず
¥マークを記載して
ください。

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
額	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札者 住所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇
氏名 熊本 太郎 持分2/3 印

住所 熊本市中央区水前寺6丁目〇〇番〇
氏名 熊本 花子 持分1/3 印

日付を必ず記
入してください。

入札者本人が入札
する場合は、入札者
氏名の後に、印鑑登
録された印鑑を押印
してください。

持分割合を記入(後日、変更不可)
してください。

熊本県知事 木村 敬 様

(記載上の注意)

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を記入し、押印(印鑑登録済みの印鑑)してください。
- 3 代理人が入札する場合は、代理人の住所、氏名を記入し、代理人が押印(委任状に押印した印鑑)してください。
- 4 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で持分を記入の上、押印してください。

入札書記載例

(共有名義での契約予定で、代理人が入札に参加する場合)

3号様式

入札書(代理人の場合)

入札参加要領及び売買契約書(案)の内容を承知のうえ、下記のとおり入札します。

物件番号
を必ず記
載してくだ
さい。

記

表示

番号

物件名及び所在地

25

物件名: 熊本〇〇職員住宅

所在地: 熊本市〇区〇〇六目18番1

物件名と所在地が記
載されているか確認し
てください。

■入札金額

算用数字で記入し
てください。
金額の前に必ず
¥マークを記載し
てください。

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

〇〇月〇〇日

入札者

住所 熊本市東区月出〇丁目〇〇番〇
氏名 肥後 次郎

日付を必ず記
入してください。

熊本県知事 木村 敬 様

代理人が入札する場合は、代
理人の氏名の後に、委任状に
押印した代理人の印鑑を必ず
押印してください。

(記載上の注意)

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を記入し、押印(印鑑登録済みの印鑑)してください。
- 3 代理人が入札する場合は、代理人の住所氏名を記入し、代理人が押印(委任状に押印した印鑑)してください。
- 4 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で持分を記入の上、押印してください。

落札後に必要となるもの

- 1 契約保証金 契約金額の10／100以上に相当する現金若しくは銀行振出小切手を契約締結時にお支払いいただきます。
 なお、入札参加要領第12条第2項に基づき、入札保証金は契約保証金に充当します。
 ※ 銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限りします。

- 2 売買代金 契約金額と契約保証金の差額を、県の発行する納入通知書により、契約書に規定する期日までに、県の指定する金融機関にお支払いください。
 なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

- 3 収入印紙 紙による契約を行う場合は、契約締結時に、契約書に貼付しますので契約金額に応じた収入印紙を1枚御準備ください。郵便局で購入できます。

契 約 金 額		税 額
100万円を超え	500万円以下のもの	1千円
500万円を超え	1千万円以下 //	5千円

- 4 登録免許税 課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨）」に「税率」を乗じて百円未満を切捨てた額となります。
 法務局で所有権移転登記手続きをするのに必要となりますので、納付書により金融機関、郵便局でお支払いください。
 なお、納入後は、領収書の原本をお送りください。

（参 考）

■**不動産取得税** → 土地・建物を購入したときにかかる税金
 不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに1度だけかかります（評価額×税率 ※軽減措置がある場合があります）。

■**固定資産税・都市計画税** → 土地・建物の保有にかかる税金
 不動産を所有しているときにかかる税金です。

※上記税金は、取得した建物に価値がなくてもかかることがありますので、詳細は、下記へお問い合わせください。

■**問い合わせ先**

①**不動産取得税**

熊本県県南広域本部 課税課(0965-33-3180)

②**固定資産税**

八代市役所 財務部 資産税課(0965-33-4108)